



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例（人事課）…………… 2
- 規 則
- 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例施行規則（人事課）…………… 9
- 現業職員の給与の臨時特例に関する規則（人事課）…………… 10
- 沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例施行規則（ものづくり振興課）…………… 10
- 企業局事項
- 沖縄県企業職員の給与の臨時特例に関する規程…………… 22
- 病院事業局事項
- 沖縄県病院事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程…………… 23

公布された条例のあらまし

- 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例（条例第55号）
 - 1 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、知事等の特別職の常勤の職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額に、知事については100分の20、副知事については100分の15、常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者については100分の10を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（第1条）
 - 2 特例期間においては、特別職の秘書に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額に100分の7.6を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（第2条）
 - 3 特例期間においては、教育長に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（第3条）
 - 4 特例期間においては、大学の学長に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（第4条）
 - 5 特例期間においては、一般職に属する職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額に当該職員に適用される給料表及び職務の級の区分に応じそれぞれ定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（第5条）
 - 6 特例期間においては、管理職手当の支給に当たっては、支給額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（第5条）
 - 7 特例期間においては、教育職員に対する教職調整額の支給に当たっては、当該教育職員の給料月額に対する教職調整額に当該教育職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。（第6条）
 - 8 特例期間における外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第4条第1項の規定の適用について定めることとした。（第7条）
 - 9 特例期間における沖縄県職員の育児休業等に関する条例第28条の規定の適用について定めることとした。（第8条）

- 10 特例期間における沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第4条の規定の適用について定めることとした。(第9条)
- 11 特例期間においては、任期付研究員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額に職員の区分に応じそれぞれ定める割合を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。(第10条)
- 12 特例期間においては、任期付職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額に職員の区分に応じそれぞれ定める割合を乗じて得た額に相当する額を減額することとした。(第11条)
- 13 特例期間における沖縄県職員の修学部分休業に関する条例第3条第1項の規定の適用について定めることとした。(第12条)
- 14 端数計算について定めることとした。(第13条)
- 15 規則への委任について定めることとした。(第14条)
- 16 この条例は、平成25年7月1日から施行することとした。(附則)

条 例

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例をここに公布する。

平成25年6月28日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県条例第55号

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例の特例)

第1条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和47年沖縄県条例第96号)第1条に規定する知事等(以下「知事等」という。)に対する給料月額を支給に当たっては、同条例別表第1に規定する給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる知事等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) 知事 100分の20
- (2) 副知事 100分の15
- (3) 常勤の人事委員会の委員、常勤の監査委員、公営企業の管理者及び病院事業の管理者 100分の10

(沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の特例)

第2条 特例期間においては、沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）第1条に規定する秘書に対する給料月額を支給に当たっては、同条例第3条第1項の規定により知事が定める給料月額から、当該給料月額に100分の7.6を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の特例）

第3条 特例期間においては、教育長に対する給料月額を支給に当たっては、沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和47年沖縄県条例第44号）第3条に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（沖縄県職員の給与に関する条例の特例）

第4条 特例期間においては、大学の学長に対する給料月額を支給に当たっては、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）第7条の2第1項の規定により任命権者が定める給料月額から、当該給料月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

第5条 特例期間においては、給与条例第5条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（大学の学長を除く。以下この項において同じ。）に対する給料月額（沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、当該給料月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（給与条例第7条第11項に規定する再任用職員又は職務の内容を考慮して規則で定める職員にあっては、これらの職員の職務の区分に応じ規則で定める割合。以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2級以下	100分の4.6
	3級から7級まで	100分の7.6
	8级以上	100分の9.6

公安職給料表	3級以下	100分の4.6
	4級から7級まで	100分の7.6
	8級以上	100分の9.6
海事職給料表	2級以下	100分の4.6
	3級以上	100分の7.6
教育職給料表(1)	1級	100分の4.6
	2級以上	100分の7.6
教育職給料表(2)	2級以下	100分の4.6
	特2級以上	100分の7.6
教育職給料表(3)	2級以下	100分の4.6
	特2級以上	100分の7.6
研究職給料表	2級以下	100分の4.6
	3級及び4級	100分の7.6
	5級	100分の9.6
医療職給料表(1)	1級	100分の4.6
	2級	100分の7.6
	3級以上	100分の9.6
医療職給料表(2)	2級以下	100分の4.6
	3級以上	100分の7.6
医療職給料表(3)	2級以下	100分の4.6

	3級以上	100分の7.6
--	------	----------

2 特例期間においては、給与条例に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 管理職手当 当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- (2) 給与条例第35条第1項から第5項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからエまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからエまでに定める額
 - ア 給与条例第35条第1項 前項、前号及び次条に定める額
 - イ 給与条例第35条第2項又は第3項 前項及び次条に定める額に、給与条例第35条第2項又は第3項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - ウ 給与条例第35条第4項 前項及び次条に定める額に、給与条例第35条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 給与条例第35条第5項 前項及び次条に定める額に、給与条例第35条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

3 特例期間においては、給与条例第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与条例第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

4 特例期間においては、給与条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号及び前項の規定の適用については、第1項中「、当該給料月額に」とあるのは「、当該給料月額から給与条例附則第10項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号ア中「前項、前号及び次条」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前号」と、同号イからエまでの規定中「前項及び次条」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与条例附則第12項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の特例)

第6条 特例期間においては、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和47年沖縄県条例第97号）第2条第2項に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）に対する同条例第3条第1項の規定による教職調整額の支給に当たっては、同項に規定する教職調整額から、当該教育職員の給料月額に対する教職調整額に当該教育職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の特例）

第7条 特例期間においては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年沖縄県条例第2号）第4条第1項の規定の適用については、同項中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年沖縄県条例第55号）第5条第1項及び第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第6条の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

（沖縄県職員の育児休業等に関する条例の特例）

第8条 特例期間においては、沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第28条の規定の適用については、同条中「給与条例第2条」とあるのは、「特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年沖縄県条例第55号）第5条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合又は同条例第10条第2項若しくは第11条第3項において準用する場合を含む。）」とする。

（沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の特例）

第9条 特例期間においては、沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）第4条の規定の適用については、同条中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年沖縄県条例第55号）第5条第1項及び第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第6条の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

(沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例)

第10条 特例期間においては、沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号。以下「任期付研究員条例」という。）の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、任期付研究員条例第5条第1項、第2項又は第4項に規定する給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（職務の内容を考慮して規則で定める職員にあっては、当該職員の職務の区分に応じ規則で定める割合）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が1号給から3号給までのもの及び同条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員 100分の7.6

(2) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が4号給以上のもの及び同条第4項の規定による給料月額を受ける職員 100分の9.6

2 特例期間においては、第5条第2項第2号及び第3項の規定は、任期付研究員条例の適用を受ける職員に対する給与条例第35条第1項から第5項までの規定により支給される給与の支給及び勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第5条第2項第2号ア中「前項、前号及び次条」とあるのは「第10条第1項」と、同号イからエまでの規定中「前項及び次条」とあるのは「第10条第1項」と読み替えるものとする。

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)

第11条 特例期間においては、沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号。以下「任期付職員条例」という。）の適用を受ける職員であって、任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額を支給に当たっては、任期付職員条例第7条第1項又は第3項に規定する給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合（職務の内容を考慮して規則で定める職員にあっては、当該職員の職務の区分に応じ規則で定める割合）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が1号給から4号給までのもの 100分の7.6

(2) 任期付職員条例第7条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号給が5号給以上のもの及び同条第3項の規定による給料月額を受ける職員 100分の9.6

2 特例期間においては、任期付職員条例の適用を受ける職員であって、任期付職員条例第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用されたものに対する給料月額の支給に当たっては、第5条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「給与条例第5条第1項各号」とあるのは「任期付職員条例第8条第1項各号」と、同項の表中「行政職給料表」とあるのは「特定業務等従事任期付職員行政職給料表」と、「研究職給料表」とあるのは「特定業務等従事任期付職員研究職給料表」と、「医療職給料表(1)」とあるのは「特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)」と、「医療職給料表(2)」とあるのは「特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)」と、「医療職給料表(3)」とあるのは「特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)」と読み替えるものとする。

3 特例期間においては、第5条第2項第2号及び第3項の規定は、任期付職員条例の適用を受ける職員に対する給与条例第35条第1項から第5項までの規定により支給される給与の支給及び勤務1時間当たりの給与額の算出について準用する。この場合において、第5条第2項第2号ア中「前項、前号及び次条」とあるのは「第11条第1項及び同条第2項において読み替えて準用する前項」と、同号イからエまでの規定中「前項及び次条」とあるのは「第11条第1項及び同条第2項において読み替えて準用する前項」と読み替えるものとする。

(沖縄県職員の修学部分休業に関する条例の特例)

第12条 特例期間においては、沖縄県職員の修学部分休業に関する条例（平成17年沖縄県条例第48号）第3条第1項の規定の適用については、同項中「手当の月額」とあるのは、「手当の月額（これらの給与のうち、特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年沖縄県条例第55号）第5条第1項及び第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第6条の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

(端数計算)

第13条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(規則への委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

規 則

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年6月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第70号

特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例施行規則

(特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例第5条第1項の規則で定める職員等)

第1条 特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年沖縄県条例第55号。以下「条例」という。)第5条第1項の規則で定める職員は次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員であって同表の中欄に掲げる職員の職務にあるものとし、同項の規則で定める割合は同表の右欄に定める割合とする。

給料表	職員の職務	割合
行政職給料表	主任の職務又はこれに相当する職務(再任用職員にあつては、副主査若しくは主査の職務又はこれらに相当する職務)	100分の4.6
公安職給料表	巡査長又は巡査部長の職務(再任用職員にあつては、警部補の職務)	100分の4.6
	警察本部の課長の職務又はこれに相当する職務	100分の7.6
海事職給料表	主任の職務又はこれに相当する職務(再任用職員にあつては、主任、大型船舶の2等航海士若しくは1等航海士の職務又はこれらに相当する職務)	100分の4.6
研究職給料表	研究員の職務(再任用職員にあつては、主任研究員の職務又はこれに相当する職務)	100分の4.6
	試験研究機関の長の職務(本庁の統括監の職務に相当するものを除く。)又はこれに相当する職務	100分の7.6
医療職給料表(1)	医師の職務又はこれに相当する職務	100分の4.6
	主任医師、班長、福祉保健所の保健総括、福祉保健所若しくは保健所の所長(本庁の統括監の職務に相当するものを除く。)の職務又はこれらに相当する職務	100分の7.6
医療職給料表(2)	主任の職務又はこれに相当する職務(再任用職員にあつては、主任技師の職務又はこれに相当する職務)	100分の4.6
医療職給料表(3)	主任の職務又はこれに相当する職務(再任用職員にあつては、主	100分の4.6

	任保健師の職務又はこれに相当する職務
--	--------------------

(条例第10条第1項の規則で定める職員等)

第2条 条例第10条第1項の規則で定める職員は次の表の左欄に掲げる職員の職務にあるものとし、同項の規則で定める割合は同表の右欄に定める割合とする。

職員の職務	割合
研究員の職務又はこれに相当する職務	100分の4.6
主任研究員の職務又はこれに相当する職務	100分の7.6

(条例第11条第1項の規則で定める職員等)

第3条 条例第11条第1項の規則で定める職員は次の表の左欄に掲げる職員の職務にあるものとし、同項の規則で定める割合は同表の右欄に定める割合とする。

職員の職務	割合
主事若しくは主任の職務又はこれらに相当する職務	100分の4.6
副主査、主査、班長若しくは課長の職務又はこれらに相当する職務	100分の7.6

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

現業職員の給与の臨時特例に関する規則をここに公布する。

平成25年6月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第71号

現業職員の給与の臨時特例に関する規則

(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の特例)

第1条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年沖縄県条例第56号)の適用を受ける職員(以下「現業職員」という。)に対する給料月額(現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則(昭和47年沖縄県規則第108号。以下「規則」という。)別表第1に規定する給料月額(規則第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員等、規則第12条第1項に規定する短時間勤務職員及び規則第13条第1項に規定する特定業務等従事任期付現業職員にあつてはこれらの規定により算出した給料月額とし、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成18年沖縄県規則第16号)附則第7項及び第8項の規定による給料を含む。)をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、当該給料月額に100分の4を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(特例期間における現業職員の給料月額の取扱い)

第2条 この規則に定めるもののほか、特例期間における現業職員の給料月額を支給方法その他給料月額の取扱いについては、特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例(平成25年沖縄県条例第55号)の適用を受ける一般職の職員の例による。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年6月28日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第72号

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例（平成25年沖縄県条例第36号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により、沖縄バイオ産業振興センター（以下「センター」という。）の施設（以下「施設」という。）の使用許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沖縄バイオ産業振興センター使用許可申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の沖縄バイオ産業振興センター使用許可申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴を記載した書類
- (2) 住民票（法人にあっては、登記事項証明書）
- (3) 事業支援室、研究室又は実証棟（以下「事業支援室等」という。）で行おうとする活動の内容及び当該活動に係る事業を創業した年月日又は当該活動に係る事業を創業する予定の年月日並びに計画を記載した書類

3 第1項の沖縄バイオ産業振興センター使用許可申請書は、使用しようとする日の6月前から1週間前までの期間内に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、前項に定める期間を変更することができる。

(事業支援室等の使用基準)

第3条 申請者は事業支援室等の使用について、次の各号に掲げる基準を満たさなくてはならない。

- (1) 次のいずれかに該当する個人又は法人若しくは法人格のない団体を構成する者であること。
 - ア 研究開発による製品化を積極的に指向するもの
 - イ 研究開発成果の企業化を積極的に指向するもの
 - ウ 事業支援室等の利用者の活動の内容を支援するもの
- (2) 事業支援室等で実施する活動の内容は、バイオテクノロジーを活用した分野又はこれと関連性が高い分野に関するものであること。

(事業支援室等の使用期間)

第4条 事業支援室等の使用許可の期間（以下「使用期間」という。）は、1年を超えないものとする。ただし、1年を超えない範囲内において更新することができる。

2 使用者は、前項ただし書の規定により使用期間を更新しようとするときは、その満了の日の1月前までに知事にその申請をしなければならない。

3 第2条及び次条の規定は、前項の使用期間の更新について準用する。

(使用許可証の交付)

第5条 知事は、条例第3条第1項の規定により使用を許可したときは、沖縄バイオ産業振興センター使用許可書（第2号様式。以下「使用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(使用許可の変更又は使用中止の届出)

第6条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用許可を受けた事項（住所及び氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）並びに商号を除く。）を変更しようとするときは、沖縄バイオ産業振興センター使用変更許可申請書（第3号様式）に使用許可書の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、使用の変更の許可をしたときは、沖縄バイオ産業振興センター使用変更許可書（第4号様式。以下「変更許可書」という。）を使用者に交付するものとする。

3 使用者は、使用を取りやめようとするときは、沖縄バイオ産業振興センター使用中止届（第5号様式）に使用許可書（前項の変更許可書を含む。）の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第7条 使用者は、住所若しくは氏名（法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏

名)又は商号に変更があったときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(使用料の納付)

第8条 センターの施設使用料は、使用許可書の交付を受ける際に納付しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 事業支援室等の使用料は、毎月末日までに翌月分の使用料を納付しなければならない。ただし、使用を開始する日の属する月に係る使用料の納付時期については、知事が別に定める。

3 条例第4条第2項ただし書に規定する規則で定める特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

(1) 国及び地方公共団体が使用するとき。

(2) 知事がやむを得ないと認めるとき。

(使用料の返還)

第9条 条例第4条第3項ただし書に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、天災その他使用者の責めに帰すことができない事情により使用できなかったときとし、返還する使用料の額は、使用できなかった期間における当該使用料の全額とする。

2 条例第4条第3項ただし書の規定により使用料の返還を受けようとする者は、沖縄バイオ産業振興センター使用料返還申請書(第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(使用者の負担する費用)

第10条 条例第4条第4項の規定により使用者が負担する費用は、事業支援室等において使用する次に掲げる経費とする。ただし、第1号の費用にあつては、知事が使用者に負担させることが不相当であると認めるときは、この限りでない。

(1) 破損ガラスの取替え、電球の取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要な部分に要する費用

(2) ガス、電気、水道、下水道及び電話の使用に要する費用

(3) 警備に要する費用

(4) 廃棄物及び廃液の保管並びに処理その他環境衛生の保持に要する経費

(5) 前各号に掲げるもののほか、使用者の責めに帰すべき事由により生じた修繕に要する費用

2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これにより難いときは、知事が適当と認める算定方法によるものとする。

3 第1項の費用については、その月分を翌月25日までに納付しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第11条 条例第5条に規定する知事が特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げるときとし、当該各号に定めるとおり減額し、又は免除するものとする。

(1) 災害により使用できなかったとき。 免除

(2) 沖縄県が使用するとき。 免除

(3) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者であつて、創業の日(法人の場合にあつては設立(合併による設立を除く。))の日、個人の場合にあつては事業を開始した日)から5年を経過していないものが事業支援室又は研究室を使用するとき。 2割5分

2 条例第5条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、沖縄バイオ産業振興センター使用料減免申請書(第7号様式)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、使用料の減額又は免除を承認したときは、沖縄バイオ産業振興センター使用料減免承認書(第8号様式)を使用者に交付するものとする。

(工作物等の設置等の承認申請)

第12条 条例第6条の規定による知事の承認を受けようとする者は、工作物等設置・施設現状変更承認申請書(第9号様式)に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 設計図

(2) 仕様書

(3) 費用見積書

(4) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、条例第6条の承認をしたときは、工作物等設置・施設現状変更承認書（第10号様式）を申請者に交付するものとする。

3 条例第6条の承認を受けた者は、工作物等の設置又は施設の現状変更後、速やかにその旨を知事に届け出て確認を受けるものとする。

（使用方法等の事前打合せ）

第13条 使用者は、事前に係員と施設の使用法、遵守事項その他必要事項を打ち合わせなければならない。

（使用者の遵守事項）

第14条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を許可されていない施設を使用しないこと。
- (2) 入場者の安全確保の措置を講ずること。
- (3) 施設を清掃し、廃棄物を所定の場所に集積し、その他施設の清潔な環境の保持に努めること。
- (4) 通路その他の共同の使用場所を共同して清掃すること。
- (5) ごみその他の廃棄物を施設内で焼却し、又は施設内へ持ち込まないこと。
- (6) 施設の使用を終了した後は、自己の負担で使用した場所を清掃し、他の者の使用に支障のないようにすること。
- (7) 施設においては、事務所等特に許された場所を除き、喫煙し、又は石油ストーブその他の火気を取り扱ってはならないこと。
- (8) 施設は、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- (9) 前号に規定する管理を適正に行うため、管理責任者を置き、及び必要に応じて整理員を置くこと。

（行為の制限）

第15条 使用者又は入場者は、センターにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 火災、爆発その他危険を生じるおそれのある行為をすること。
- (2) 騒音又は大声を発し、暴力を用い、その他他人の迷惑になる行為をすること。
- (3) 施設を汚損し、損傷し、若しくは滅失し、又はこれらのおそれのある行為をすること。
- (4) 許可を受けずに広告類を掲出し、又は配布すること。
- (5) 許可された場所以外の場所に立ち入ること。
- (6) 許可された場所以外の場所で飲食し、又は喫煙すること。
- (7) 許可を受けずに寄付金品を募集し、又は物品若しくは飲食物を販売し、若しくは提供すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、知事が不相当と認める行為をすること。

（身分を示す証明書）

第16条 条例第10条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第11号様式）によるものとする。

（原状回復の確認）

第17条 使用者は、条例第11条第1項の規定により原状回復の措置をとったときは、沖縄バイオ産業振興センター原状回復届（第12号様式）を知事に提出し、その確認を受けなければならない。

2 知事は、条例第11条第2項の規定により原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずるときは、沖縄バイオ産業振興センター原状回復命令書（第13号様式）によるものとする。

3 使用者は、前項の規定により命じられた期間内に原状回復の措置を講じないときは、原状回復期限の翌日から起算して原状回復の日までの当該施設に係る条例第4条第1項に規定する使用料を納付しなければならない。

（損傷等の届出）

第18条 使用者は、その使用に際し、施設を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

（使用後の点検）

第19条 使用者は、施設の使用を終えたときは、係員の点検を受けなければならない。

（補則）

第20条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

沖縄バイオ産業振興センター使用許可申請書

沖縄県知事 殿

年 月 日

申請者
住所
団体名
代表者氏名 印
電話
メールアドレス

次のとおり使用したいので申請します。

商号及び名称		
代表者氏名		
住所又は所在地		
創業(予定)年月日	年 月 日	
使用施設 (該当□に✓(チェック)して下さい。)	事業支援室 <input type="checkbox"/>	号室
	研究室 <input type="checkbox"/>	号室
	実証棟 <input type="checkbox"/>	号室
駐 車 場	台	
使用期間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()	
連 絡 先	担当者名	
	電 話	
	メールアドレス	
備 考		

第2号様式 (第5条関係)

第 号
年 月 日

沖縄バイオ産業振興センター使用許可書

殿

沖縄県知事

印

年 月 日付で申請のあった沖縄バイオ産業振興センターの使用について、次のとおり許可します。

使用施設・部屋番号		号室
駐 車 場		台
使 用 期 間	平成 年 月 日 () ~ 平成 年 月 日 ()	
使用料月額合計		円
施設月額		円
駐車場月額		円
許 可 の 条 件	沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例及び沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例施行規則を遵守すること。	
備 考		

第3号様式 (第6条関係)

沖縄バイオ産業振興センター使用変更許可申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者
 住所
 団体名
 代表者氏名 印
 電話
 メールアドレス

次のとおり使用を変更したいので申請します。

使用施設・部屋番号		号室
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号	
変更の理由		
変更事項	変更前	

	変 更 後
備 考	

第4号様式 (第6条関係)

第 号
年 月 日

沖縄バイオ産業振興センター使用変更許可書

殿

沖縄県知事

印

年 月 日付けで申請のあった沖縄バイオ産業振興センターの使用変更について、次のとおり許可します。

使用施設・部屋番号			号室
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号		
変更の理由			
変更事項	変更前		
	変更後		
変更使用料月額			円
備 考			

第5号様式 (第6条関係)

沖縄バイオ産業振興センター使用中止届

年 月 日

沖縄県知事

殿

申請者
住所
団体名
代表者氏名
電話
メールアドレス

印

次のとおり使用を取りやめたいので届け出ます。

使用施設・部屋番号	号室
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
許可を受けた使用期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
使用中止の理由	
備 考	

第6号様式 (第9条関係)

沖縄バイオ産業振興センター使用料返還申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者
住所
団体名
代表者氏名 印
電話
メールアドレス

次のとおり使用料の返還を申請します。

使用施設・部屋番号	号室
許可年月日及び 許可番号	年 月 日 第 号
返還申請額	円
返還申請の理由	
備 考	

第7号様式 (第11条関係)

沖縄バイオ産業振興センター使用料減免申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者
住所
団体名
代表者氏名 印
電話
メールアドレス

次のとおり使用料の減額・免除を申請します。

使用施設・部屋番号	号室
減額・免除を申請する理由	
備 考	

(注) この申請書は、沖縄バイオ産業振興センター使用許可申請書(第1号様式)と同時に提出すること。

第8号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

沖縄バイオ産業振興センター使用料減免承認書

殿

沖縄県知事 印

年 月 日付けで申請のあった沖縄バイオ産業振興センターの使用料減免について、次のとおり減免します。

使用施設・部屋番号	号室
減免・免除の内容	減免前の使用料 円
	減 免 額 円
	減免後の使用料 円
備 考	

第9号様式 (第12条関係)

工作物等設置・施設現状変更承認申請書

沖縄県知事 殿 年 月 日

申請者
住所
団体名
代表者氏名 印
電話
メールアドレス

次のとおり工作物等の設置・施設の現状変更をしたいので承認願います。

使用施設・部屋番号	号室
工 事 の 目 的	
工 事 箇 所	
工作物等の設置・現状 変 更 の 内 容	
予 定 工 期	年 月 日から 年 月 日まで
変 更 の 理 由	
備 考	

(注) 設計図、仕様書、費用見積書及びその他知事が必要と認める書類を添付すること。

第10号様式 (第12条関係)

第 号
年 月 日

工作物等設置・施設現状変更承認書

殿 沖縄県知事 印

年 月 日付けで申請のあった沖縄バイオ産業振興センターの工作物設置・施設の現状変更について、次のとおり承認します。

使用施設・部屋番号	号室
工 事 の 目 的	
工 事 箇 所	
工作物等の設置・現状 変 更 の 内 容	
予 定 工 期	年 月 日から 年 月 日まで
施 工 上 の 条 件	
備 考	

第11号様式 (第16条関係)

(表)

身 分 証 明 書	
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>写 真</p> </div> <p style="text-align: center;">契 一 印</p>	<p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日 年 月 日生</p>
<p>上記の者は、沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定による立入り等に従事する職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">沖縄県知事 印</p>	

(裏)

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例 (抜粋)

(立入り等)

第10条 知事は、施設の管理上必要があると認めるときは、その職員に、第3条第1項の規定により使用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入り、質問又は指示をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第12号様式 (第17条関係)

沖縄バイオ産業振興センター原状回復届

年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者
 住所
 団体名
 代表者氏名 印
 電話
 メールアドレス

次のとおり工作物等の原状回復をしたので確認願います。

使用施設・部屋番号	号室
-----------	----

	原 状 変 更 前	原 状 変 更 後	原 状 回 復 後
原状回復等の内容			
備 考			

(注) 原状変更前、原状変更後及び原状回復後の写真を添付すること。
 第13号様式 (第17条関係)

第 号
年 月 日

沖縄バイオ産業振興センター原状回復命令書

殿

沖縄県知事

印

沖縄バイオ産業振興センターの設置及び管理に関する条例第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり工作物等を撤去し、原状回復することを命ずる。

記

- 1 原状回復期限 年 月 日
- 2 撤去すべき工作物等

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第6号

沖縄県企業職員の給与の臨時特例に関する規程を次のように定める。

平成25年6月28日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 平 良 敏 昭

沖縄県企業職員の給与の臨時特例に関する規程

(沖縄県企業職員の給与の特例)

第1条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和47年沖縄県条例第57号。以下「給与条例」という。)第4条第1項の規定により管理職手当を支給される職員(以下「管理職員」という。)に対する給料月額(沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年沖縄県企業局管理規程第2号)附則第2項の規定によりその例によることとされる沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年沖縄県条例第3号)附則第7項及び第8項の規定による給料を含む。以下同じ。)の支給に当たっては、給料月額から、当該給料月額に当該職員に適用される沖縄県企業職員給与規程(昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号。以下「給与規程」という。)第4条第1項各号に掲げる給料表(以下「企業局給料表」という。)及び次の表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

職務の級	割合
6級及び7級	100分の7.6
8級以上	100分の9.6

(管理職手当の特例)

第2条 特例期間においては、給与条例第4条第1項の規定による管理職手当の支給に当たっては、給与規程第6条に規定する管理職手当の月額から、当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(給与の減額の特例)

第3条 特例期間においては、給与条例第18条第1項及び第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第22条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料の月額に12を乗じ、そ

の額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(管理職員の給料月額の特例)

第4条 特例期間においては、給与規程附則第10項の規定の適用を受ける管理職員に対する第1条及び前条の規定の適用については、第1条中「、当該給料月額に」とあるのは「、当該給料月額から給与規程附則第10項の規定によりその例によることとされる沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「県職員給与条例」という。）附則第10項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、前条中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規程附則第10項の規定によりその例によることとされる県職員給与条例附則第12項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(修学部分休業に関する給与の減額の特例)

第5条 特例期間においては、給与条例第18条第3項に規定する給料月額は、給与規程第4条及び附則第10項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額から、当該給料月額に第1条に規定する支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

第6条 この規程に定めるもののほか、特例期間における職員の給与の支給方法その他給与の取扱いについては、特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年沖縄県条例第55号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局管理規程第8号

沖縄県病院事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程を次のように定める。

平成25年6月28日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 伊 江 朝 次

沖縄県病院事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程

(沖縄県病院事業企業職員の給与の特例)

第1条 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、沖縄県病院事業企業職員給与規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第16号。以下「給与規程」という。）第4条第1項第1号又は第2号に掲げる給料表の適用を受ける職員（病院事業医療職給料表(2)又は病院事業医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、職員の職務が主任の職務である者又は給与規程第1条に規定する再任用職員を除く。以下同じ。）に対する給料月額（給与規程附則第3項の規定によりその例によることとされる沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第3号）附則第7項から第9項までの規定による給料を含む。以下同じ。）の支給に当たっては、給料月額から、当該給料月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

給料表	職務の級	割合
病院事業行政職給料表	2級以下	100分の4.6
	3級から7級まで	100分の7.6
	8级以上	100分の9.6
病院事業医療職給料表(1)	2級以下	100分の4.6

	3級以上	100分の9.6
病院事業医療職給料表(2)	3級以上	100分の2.2
病院事業医療職給料表(3)	3級から6級まで	100分の3.8
	7級	100分の7.1

2 前項の規定にかかわらず、給与規程第1条に規定する再任用職員又は次の表の左欄に掲げる給料表の区分の適用を受ける職員のうち同表の中欄に掲げる職員の職務にあるものの支給減額率は、これらの職員の職務の区分に応じ同表の右欄に定める割合とする。

給料表	職員の職務	割合
病院事業行政職給料表	主任の職務（再任用職員にあつては、主査の職務）	100分の4.6
病院事業医療職給料表(1)	部長、副部長若しくは医長の職務又はこれらに相当する職務	100分の4.6
	副院長（本庁の統括監の職務に相当する者を除く。）、医療部長又は医療企画監の職務	100分の7.6

3 特例期間においては、給与規程第4条第1項第3号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額を支給に当たっては、給料月額から、当該給料月額に当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

区分	割合
給与規程第21条第6項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）第10条第2項第1号に規定する現業職員	100分の1.3
上記以外の職員	100分の0.5

4 特例期間においては、給与規程第4条第1項第4号に掲げる給料表の適用を受ける職員又は同条第3項の規定により給料月額を決定された職員に対する給料月額の支給に当たっては、給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- (1) 給与規程第4条第1項第4号に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が1号給から4号給までのもの 100分の7.6
- (2) 給与規程第4条第1項第4号に規定する給料表の適用を受ける職員であつて、その号給が5号給以上のもの及び同条第3項の規定により給料月額を決定された職員 100分の9.6

5 前項の規定にかかわらず、給与規程第4条第1項第4号に掲げる給料表の適用を受ける職員又は同条第3項の規定により給料月額を決定された職員のうち次の表の左欄に掲げる職員の職務にあるものの支給減額率は、これらの職員の職務の区分に応じ同表の右欄に定める割合とする。

職員の職務	割合
主事若しくは主任の職務又はこれらに相当する職務	100分の4.6
主査、主幹若しくは課長の職務又はこれらに相当する職務	100分の7.6

6 特例期間においては、給与規程第4条第1項第5号又は第6号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給に当たっては、第1条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「第4条第1項第1号又は第2号」とあるのは「第4条第1項第5号又は第6号」と、同項の表中「病院事業行政職給料表」とあるのは「病院事業特定業務等従事任期付職員行政職給料表」と、「病院事業医療職給料表(1)」とあるのは「病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)」と、「病院事業医療職給料表(2)」

とあるのは「病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)」と、「病院事業医療職給料表(3)」とあるのは「病院事業特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)」と読み替えるものとする。

(管理職手当の特例)

第2条 特例期間においては、沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号。以下「給与条例」という。）第5条第1項の規定による管理職手当の支給に当たっては、給与規程第8条に規定する管理職手当の月額から、当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(給与の減額の特例)

第3条 特例期間においては、給与条例第23条第1項及び第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給与規程第26条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(病院事業行政職給料表6級以上の職員の給料月額等の特例)

第4条 特例期間においては、給与規程附則第4項の規定の適用を受ける職員に対する第1条第1項及び前条の規定の適用については、第1条中「、当該給料月額に」とあるのは「、当該給料月額から給与規程附則第4項の規定によりその例によることとされる沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「県職員給与条例」という。）附則第10項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、前条中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から給与規程附則第4項の規定によりその例によることとされる県職員給与条例附則第12項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

(修学部分休業に関する給与の減額の特例)

第5条 特例期間においては、給与規程第27条第2項の規定の適用については、同項中「医師手当の月額」とあるのは、「医師手当の月額（これらの給与のうち、沖縄県病院事業企業職員の給与の臨時特例に関する規程（平成25年沖縄県病院事業局管理規程第8号）第1条第1項及び第2条の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

(特例期間における給与の取扱い)

第6条 この規程に定めるもののほか、特例期間における職員の給与の支給方法その他給与の取扱いについては、特別職に属する常勤の職員及び一般職に属する職員の給与の臨時特例に関する条例（平成25年沖縄県条例第55号）の規定の例による。

附 則

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---